

郡山市屋外広告物条例について



郡山市 都市構想部 開発建築指導課 景観係
〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
TEL : 024-924-2371 FAX : 024-938-2720

目次

§ 1	屋外広告物とは	2
§ 2	郡山市屋外広告物条例について	2
§ 3	屋外広告物の規制について	3
	【1】禁止広告物	3
	【2】禁止物件	3
	【3】禁止地域	3
§ 4	許可地域について	4
§ 5	屋外広告物に係る各種手続き	4
§ 6	許可基準、許可期間一覧	5
§ 7	許可期間、申請手数料一覧	9
§ 8	規制の適用が除外となる広告物	10
§ 9	屋外広告業等の登録	14
§ 10	許可申請までの流れ	16

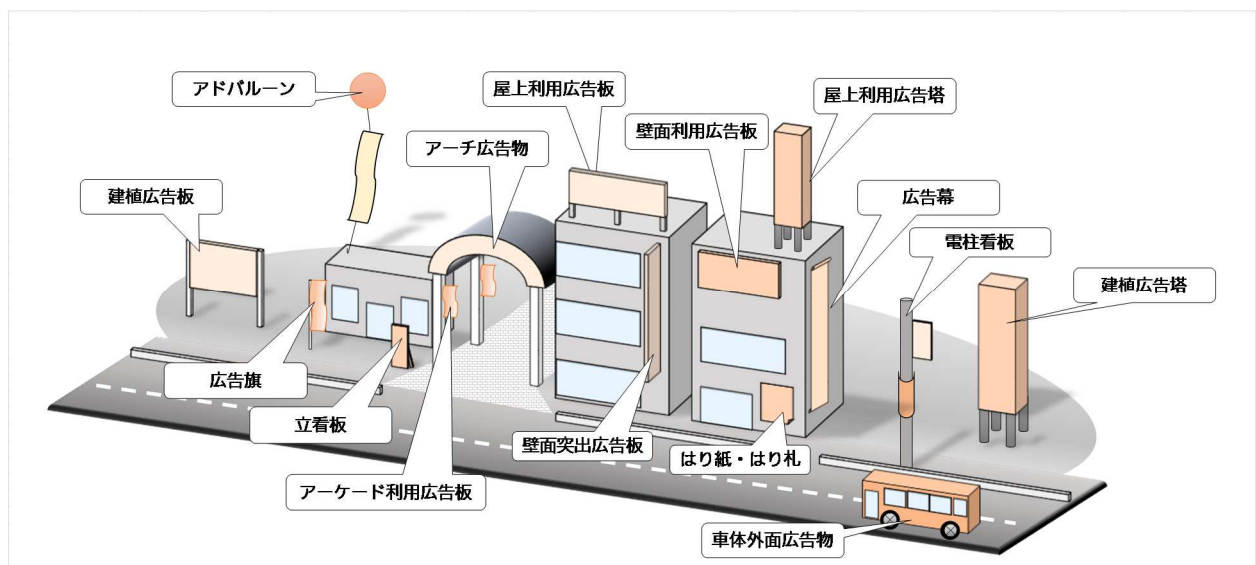
§ 1 屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、

- ① 常時又は一定の期間継続して（昼間又は夜間のみ表示するような場合も該当します）
 - ② 屋外で
 - ③ 公衆に
- 表示されるもので、
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法に規定）。

表示内容については、文字だけでなく、絵、商標、シンボルマーク、写真等により見た人に具体的なイメージや観念を与えるものや、商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

○屋外広告物の例



§ 2 郡山市屋外広告物条例について

屋外広告物は、店舗や会社の案内、業務内容や商品などの情報を伝えるための手段として、広く利用されています。

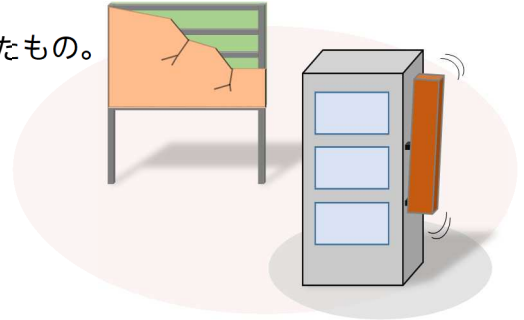
しかしながら、けばけばしい色彩を用いたり、無秩序に表示・掲出されたりすると、地域の自然やまち並みの景観を阻害したり、人々への危害を及ぼす要因ともなりかねません。

郡山市では、屋外広告物法に基づく郡山市屋外広告物条例により、屋外広告物が適正に掲出されるよう基準を定めています。

§ 3 屋外広告物の規制について

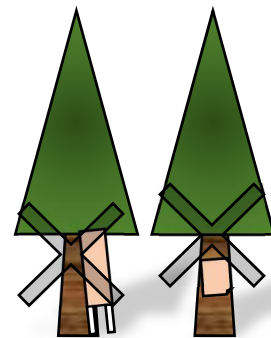
【1】禁止広告物（どんな場合であっても表示・掲出できません）

- ①著しく汚損、退色、塗料等の剥離、破損、老朽化したもの。
- ②倒壊、落下のおそれのあるもの。
- ③交通信号機、道路標識等に類似したもの。
- ④道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの。
- ⑤地色に蛍光、発光、反射塗料を使用しているもの。

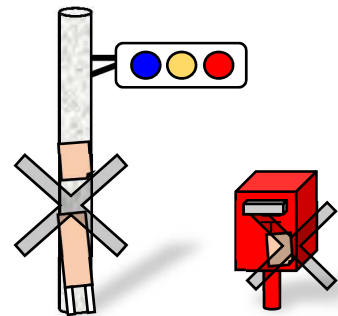


【2】禁止物件（次の物件には原則として表示・掲出できません）

- ①街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護柵、カーブミラー、道路上のパーキングメーター、橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯、地下道上屋、防雪・防砂施設、石垣、擁壁、道路上の配電塔、分電盤、ガス計器、イス・ベンチ等（道路管理者が設置したもの）、郵便ポスト、電話ボックス、消火栓、火災報知機、送電塔、送受信塔、照明塔、形像、記念碑、煙突、タンク。
※詳細についてはお問い合わせください。



- ②電力柱、電話柱、街路灯柱、アーケード柱には、規則で定めた形式以外の広告物は表示・掲出できません。
容易に取り外しが可能なはり紙、はり札、立看板、広告旗等であっても表示、掲出できません。



【3】禁止地域（次の地域では原則として表示・掲出できません）

- ①第一種低層住居専用地域、風致地区。
- ②国、県及び市が重要文化財又は重要有形民族文化財に指定した建造物とその周囲 300m 以内の区域、史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物。
- ③保安林、国立公園、県立自然公園、都市公園（野球場を除く）。
- ④県指定の自然環境保全地域、緑地環境保全地域。
- ⑤規則で定める道路、鉄道、索道の区間と、これらの区間から展望できる地域（禁止路線）。
- ⑥河川、湖沼。
- ⑦古墳、墓地、社寺、教会の建造物等とその敷地。
- ⑧官公署、学校、図書館、公民館等の公共用建造物とその敷地。
- ⑨「郡山市猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区」（郡山市景観づくり条例で指定）。

§ 4 許可地域について

禁止地域以外の下記の地域

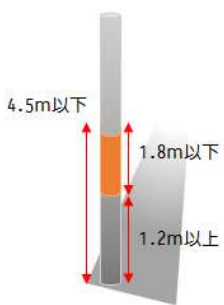
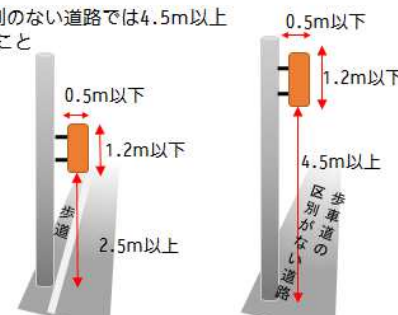
- ①都市計画区域内。
- ②規則で定める道路、鉄道、索道の区間と、これらの区間から展望できる地域(許可路線)。
- ③禁止路線のうち、家屋連たん地区（戸数 30 戸以上の家屋連たん地区）。

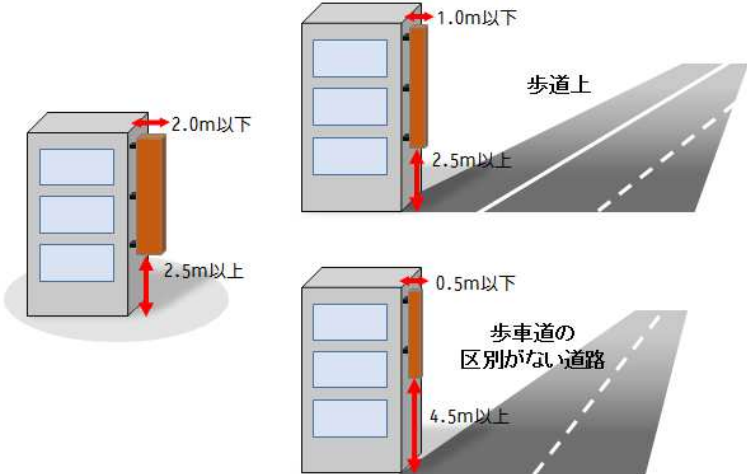
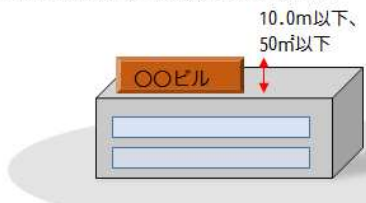
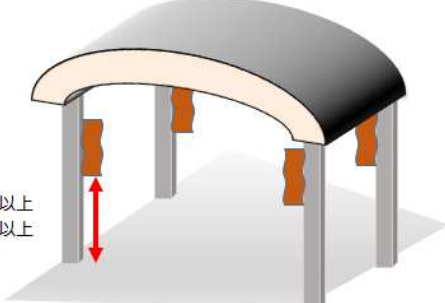
§ 5 屋外広告物に係る各種手続き

屋外広告物を掲出する場合、又は許可を受けた屋外広告物を許可期間満了後も継続して掲出する場合は、申請書を提出し、郡山市長の許可を受けなければなりません。

申請内容	必要書類等	市からの交付書類等	注意事項
【新規】 新たに広告物を申請する場合	①屋外広告物許可申請書 ②表示場所の位置図 ③現況写真 ④広告物の形状、寸法、意匠等を示す図面	・屋外広告物許可証 ・許可済証（シール）	申請には許可申請手数料がかかります。
【更新】 許可を受けている広告物を継続して申請する場合	①屋外広告物許可更新申請書 ②広告物の現況写真 ③安全点検報告書		更新は、前回許可期間満了の一ヶ月前までに申請しなければなりません。 申請には許可申請手数料がかかります。
【変更】 許可を受けている広告物の意匠変更、追加、一部除却を行う場合	①屋外広告物変更許可申請書 ②表示場所の位置図 ③広告物の現況写真 ④広告物の形状、寸法、意匠等を示す図面 （変更前と変更後が確認できること）		申請には許可申請手数料がかかる場合があります。
【除却】 許可を受けた広告物を除却する場合	①屋外広告物除却届 ②広告物の除却前と除却後の写真	—	建植広告板等については、板面のみの除却だけではなく、工作物全体の除却が必要となります。

§ 6 許可基準、許可期間一覧

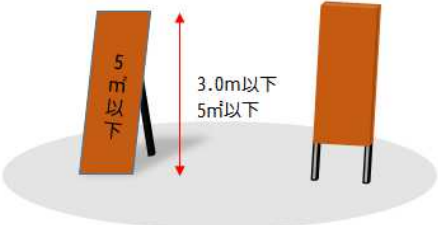
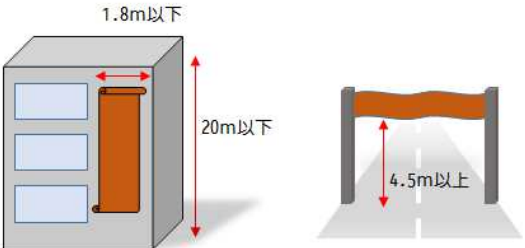
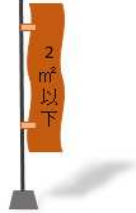
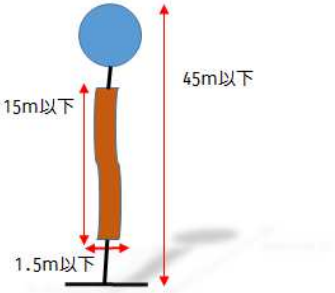
広告物の種類	許可基準	許可期間
電柱看板	巻きたて看板 ・縦1.8m以下 ・下端が地表から1.2m以上で、かつ上端が4.5m以下 ・禁止路線の電柱等に掲出する場合は、 - 黒色（光沢のあるもの） - 赤色（マンセル値 7.5R4.5/15） - 黄色（マンセル値 7.5Y7.5/14） は原則として使用しないこと 使用する必要がある場合は、 表示面積の2分の1以下とすること 	2年以内
	そで看板 ・幅0.5m以下、長さ1.2m以下 ・下端が歩道上では2.5m以上、歩車道の区別のない道路では4.5m以上 ・原則として道路中央側に向けて表示しないこと ・禁止路線の電柱等に掲出する場合は、 - 黒色（光沢のあるもの） - 赤色（マンセル値 7.5R4.5/15） - 黄色（マンセル値 7.5Y7.5/14） は原則として使用しないこと 使用する必要がある場合は、 表示面積の2分の1以下とすること 	2年以内
広告物の種類	許可基準	許可期間
広告板 建植広告板	・1面の表示面積が30㎡以下 ・電光可変表示広告物：近隣商業、商業地域は30㎡以下（商業広告も可） それ以外の地域は15㎡以下（自己用に限る） ・市街化調整区域は、道路境界から広告物の高さ分を離して設置すること（自己用の場合は後退不要） 市街化調整区域の場合 道路等に水平の場合  道路等に垂直の場合 広告物の 間隔：3m 30㎡ 以下 高さ分の後退 $H = L_1$ 市街化区域の場合 道路等に垂直の場合 広告物の 間隔：3m 30㎡ 以下 	2年以内

壁面利用広告板	・同一壁面内の表示面積が50㎡以下、かつ表示壁面積の1/2以下 ・表示壁面の上端を超えないこと ・近隣商業、商業地域以外で電光可変表示広告物を掲出する場合は25㎡以下、かつ表示壁面積の1/2以下  表示壁面の上端を超えない 同一壁面内の表示面積が50㎡以下、表示壁面積の1/2以下	2年以内
壁面突出広告板 広告板	・表示面積50㎡以下 ・電光可変表示広告物：近隣商業、商業地域は50㎡以下、それ以外の地域は25㎡以下 ・壁面からの突き出し幅は2m以下（道路上には0.5m以下、歩道上には1m以下） ・近隣商業、商業地域以外の地域で電光可変表示広告物を掲出する場合は、道路上に突き出さないこと ・地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、歩車道の区別がない道路では4.5m以上 ・電光可変表示広告物の場合は、広告物の上端の高さが壁面の高さを超えないこと  2.0m以下 2.5m以上 1.0m以下 歩道上 2.5m以上 0.5m以下 4.5m以上 歩車道の区別がない道路	2年以内
屋上利用広告板	・高さ10m以下 ・同一面の表示面積が50㎡以下 ・近隣商業、商業地域以外の地域では電光可変表示広告物は掲出不可  10.0m以下、50㎡以下	2年以内
アーケード利用広告板	・下端が歩道上では2.5m以上、車道上では4.5m以上 ・1面の表示面積が1㎡以下 ・同一アーケード内においては同一規格とすること  車道上：4.5m以上 歩道上：2.5m以上	2年以内

※電光可変表示広告物：LED や液晶画面により常時表示内容を変更できるもの

車体外面広告物	・蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと	2年以内
テント幕等広告物	・一面の表示面積が50㎡以下（1月以上連続して表示する場合は許可が必要）	2年以内
広告塔	・高さ20m以下 ・1面の表示面積が30㎡以下で、すべての表示面積が120㎡以下 ・電光可変表示広告物：近隣商業、商業地域は1面30㎡以下、合計120㎡以下（商業広告も可） それ以外の地域は1面15㎡以下、合計60㎡以下（自己用に限る） ・市街化調整区域は、道路境界から広告物の高さ分を離して設置すること（自己用の場合は後退不要） 市街化調整区域の場合 道路等に垂直の場合 高さ：20.0m以下 1面の表示面積：30㎡以下 広告物の間隔：3m 1面の表示面積：30㎡以下 高さ分の後退：$H=L_1$ 道路等に水平の場合 ・水平距離 $L_2=50m$ ・新幹線、高速道路沿線は水平距離200m以上（自己用の場合を除く） 市街化区域の場合 道路等に垂直の場合 高さ：20.0m以下 1面の表示面積：30㎡以下 広告物の間隔：3m 1面の表示面積：30㎡以下	2年以内
屋上利用広告塔	・高さ20m以下 ・近隣商業、商業地域以外の地域では電光可変表示広告物は掲出不可 20.0m以下	2年以内
アーチ広告物	・地表から脚柱以外の下端までの高さが、歩道上で2.5m以上、車道上で4.5m以上 ・電光可変表示広告物は掲出不可 歩道 歩道上：2.5m以上 車道 車道上：4.5m以上	2年以内

※電光可変表示広告物：LED や液晶画面により常時表示内容を変更できるもの

広告物の種類	許可基準	許可期間
はり紙	・同一壁面に連続して貼り付ける場合、表示面積の合計が1㎡以下	1月以内
はり札等	・表示面積0.5㎡以下 ・同一壁面に連続して貼り付ける場合、表示面積の合計が1㎡以下	1月以内
立看板等	・高さ3m以下、表示面積5㎡以下。 	3月以内
簡易広告物 広告幕	①壁面を利用する場合：幅1.8m以下、長さ20m以下 ②道路を横断する場合：下端が路面から4.5m以上 	1月以内
広告旗	・1面の表示面積が2㎡以下 	1月以内
アドバルーン	・広告物の幅が1.5m以下、長さ15m以下 ・地表から気球先端までの垂直距離が45m以下 	1月以内

§ 7 許可期間、申請手数料一覧

区分	単位	金額		許可期間
		照明装置無	照明装置有	
建植広告板	1㎡以下	850円	1,270円	2年以内
壁面利用広告板	1㎡超～3㎡以下	1,400円	2,100円	
	3㎡超～6㎡以下	2,000円	3,000円	
壁面突出広告板	6㎡超～10㎡以下	2,700円	4,050円	
屋上利用広告板	10㎡超～15㎡以下	3,700円	5,550円	
	15㎡超～20㎡以下	4,700円	7,050円	
アーケード利用広告板	20㎡超～25㎡以下	5,700円	8,550円	
車体外面広告物	25㎡超～30㎡以下	6,700円	10,050円	
	30㎡超～35㎡以下	7,700円	11,550円	
広告幕 (テント幕等長期間表示するもの)	35㎡超～40㎡以下	8,700円	13,050円	
	40㎡超～45㎡以下	9,700円	14,550円	
建植広告塔	※10㎡を超える場合、5㎡区切り で1,000円を加算			
屋上利用広告塔				
アーチ広告物	1基	3,000円	4,500円	2年以内
はり紙	50枚 (50枚未満の場合は50枚とする)	250円	370円	1月以内
はり札等	10枚 (10枚未満の場合は10枚とする)	800円	1,200円	1月以内
立看板等	1枚	350円	520円	3月以内
広告旗、広告幕 (短期)	1枚	450円	670円	1月以内
アドバルーン	1基	2,500円	3,750円	1月以内
電柱等	巻きたて看板	500円	750円	2年以内
	そで看板			

手数料算定の例

照明装置有：無の1.5倍
(10円未満切り捨て)

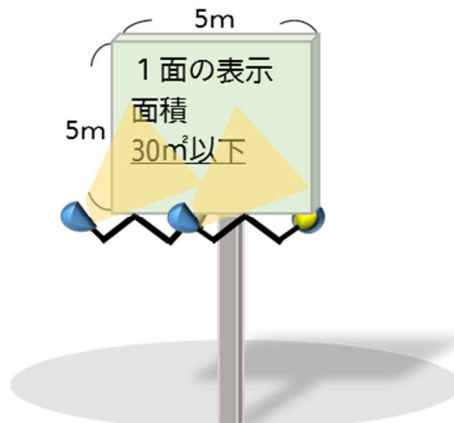


照明装置無の場合

縦 5.0m × 横 5.0m = 25.0 ㎡

25.0 ㎡ × 2 面 = 50 ㎡

手数料：10,700 円



照明装置有の場合

縦 5.0m × 横 5.0m = 25.0 ㎡

25.0 ㎡ × 2 面 = 50 ㎡

手数料：10,700 円 × 1.5 = 16,050 円

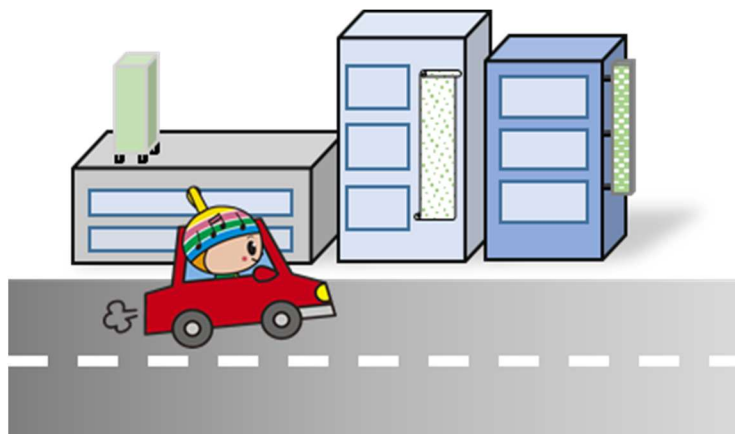
§ 8 規制の適用が除外となる広告物

一定の基準を満たした屋外広告物については、禁止地域や禁止物件に表示・掲出が可能な場合があります。

また、屋外広告物の許可を受けずに表示・掲出が可能な場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【1】禁止地域、禁止物件に許可不要で表示できる屋外広告物

種類等	基準等
○他の法令の規定により表示するもの ○公職選挙法の規定による選挙運動のためのポスター、立札等	※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。
○国、地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの	※許可は不要ですが、別途屋外広告物の表示の届出が必要となります。 なお、以下の場合は届出も不要となります。 ・災害等の緊急時。 ・同一敷地内で表示面積の合計が5㎡以下。 (庁舎等に掲出する場合は50㎡以下。)
○公益施設・物件等に寄贈者名を表示するもの	○表示内容 寄贈者の氏名、名称、住所、所在地、寄贈年月日、寄贈目的等、当該寄贈に関する事項。 ○表示面積 表示方向から見た当該施設、物件の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内で、かつ、0.5㎡以下。



【2】禁止地域に許可不要で表示できる屋外広告物（禁止物件には表示できません）

種類等	基準等
○自己用広告物 （自己の住居や店舗等の敷地内に、自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）	○同一敷地内で表示面積の合計が 15 m ² 以下。 ○禁止路線以外の禁止地域では、電光可変表示広告物等（L E Dや液晶画面により常時表示内容を変えられることができる広告物）は表示できません。 ○電光可変表示広告物等は、 ・表示面積 7.5 m ² 以下。 ・道路上に突き出してはいけません。 ・建物の高さを超えてはいけません。
○管理用広告物 （自己の管理する土地や建物等に、管理上必要なために表示するもの）	○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○表示内容 管理者の名称、所在地、連絡先、注意事項等。 ○表示面積の合計が 5 m ² 以下。
○公共的目的、公衆の利便に供することを目的とした広告物 （公共的な施設への道案内、公益的なイベントの際の駐車場への案内等）	○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○表示面積 道標：1 面の表示面積が 1 m ² 以下。 案内図板等：1 面の表示面積が 2 m ² 以下。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。
○冠婚葬祭、祭礼等で慣習として一時的に表示する広告物	※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。
○講演会等の催物のため、その会場の敷地内に表示する広告物	
○自動車、電車に表示される広告物 （車体外面広告物）	○蛍光、発光、反射する塗料や素材を使用しない。 ○表示面積の合計が 5 m ² 以下。 ○表示内容 自己の名称、店名、商標、事業、営業内容等。 （自己用広告物に限る）

【3】禁止地域に許可を受けて表示できる屋外広告物（禁止物件には表示できません）

種類等	基準等
○自己用広告物 （自己の住居や店舗等の敷地内に、自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）	○同一敷地内で表示面積の合計が 15 ㎡を超えて 30 ㎡以下。 ○禁止路線以外の禁止地域では、電光可変表示広告物等（ＬＥＤや液晶画面により常時表示内容を変えることができる広告物）は表示できません。 ○電光可変表示広告物等は、 ・表示面積が 7.5 ㎡を越えて 15 ㎡以下。 ・道路上に突き出してはいけません。 ・建物の高さを超えてはいけません。
○公共的目的、公衆の利便に供することを目的とした広告物 （公共的な施設への道案内、公益的なイベントの際の駐車場への案内等）	○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○表示面積 道標：1 面の表示面積が 1 ㎡を超え 2 ㎡以下。 案内図板等：1 面の表示面積が 2 ㎡を超え 5 ㎡以下。 ※広告物の申請に併せ土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。
○自動車、電車に表示される広告物 （車体外面広告物）	○蛍光、発光、反射する塗料や素材を使用しない。 ○表示面積の合計が 5 ㎡を超えるもの。 ○表示内容 自己の名称、店名、商標、事業、営業内容、商業広告等。
○禁止路線に案内として表示するもの	○店舗等が禁止路線に面していない場合に、所在を案内するために道路からの入口に表示するもの。 ※自己所有の敷地以外に設置する場合となりますので、広告物の申請に併せ土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。 ○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○道路からの入口等から 50m 以内の場所に 2 個以内で、表示面積の合計が 4 ㎡以下。 ○道路からの入口等から 150m 以上 250m 以内の場所に 2 個以内で、表示面積の合計が 4 ㎡以下。 ○広告物相互の距離は 2m 以上。

【4】禁止物件に表示できる屋外広告物（禁止地域にも表示できます）

種類等	基準等
○石垣、擁壁	○所有者、管理者が自己用広告物（自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）として表示するもの。 ○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○同一物件で表示面積の合計が 5 ㎡以下。
○送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク等	○所有者、管理者が自己用広告物（自己の氏名、名称、店名、事業内容等を表示するもの）として表示するもの。 ○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○同一物件で表示面積の合計が 15 ㎡以下。
○すべての禁止物件	○所有者、管理者が管理上必要なために表示するもの。 ○電光可変表示広告物等は表示できません。 ○同一物件で表示面積の合計が 5 ㎡以下。

【5】許可不要で表示できる屋外広告物（禁止地域、禁止物件には表示できません）

種類等	基準等
○政治活動、労働活動、宗教活動、社会教育活動等の営利を目的としない活動のために表示するもの	○表示期間は 15 日以下。 ○はり紙、はり札等 ・表示期間、表示者の氏名、住所が明示されていること。 ・1 面の表示面積が 1 ㎡以下。 ○立看板等 ・表示期間、表示者の氏名、住所が明示されていること。 ・1 面の表示面積が 2 ㎡以下。 ※広告物の許可は不要ですが、土地所有者や管理者の承諾等、適切な手続きをおこなってください。

§ 9 屋外広告業の登録

屋外広告業者については、登録制度が導入されており、郡山市内で屋外広告業を営むには、市長の登録を受けなければなりません。

また、福島県知事の登録を受けた業者に対しては特例規定があります。

なお、登録及び届出の有効期限は5年間で、更新を受けなければ失効します。

【1】屋外広告業の登録をする場合

① 申請人が個人の場合

- ・ 屋外広告業登録申請書
- ・ 誓約書
- ・ 申請者の住民票の抄本
- ・ 申請者等略歴書
- ・ 業務主任者の住民票の抄本
- ・ 業務主任者略歴書
- ・ 業務主任者の資格を有することを証する書面
- ・ 登録申請手数料 11,000円

② 申請人が法人の場合

- ・ 屋外広告業登録申請書
- ・ 誓約書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票の抄本
- ・ 申請者等略歴書
- ・ 業務主任者の住民票の抄本
- ・ 業務主任者略歴書
- ・ 業務主任者の資格を有することを証する書面
- ・ 登録申請手数料 11,000円

【2】福島県の登録を受けた者が届出をする場合

- ・ 特例屋外広告業届
- ・ 福島県の登録済証の写し
- ・ 業務主任者の資格を有することを証する書面
- ・ 登録申請手数料 無料

【3】屋外広告業の登録ができない者

下記の欠格事項に該当する者や申請書等に虚偽の記載事項がある者、重要な事実の記載を欠落させた者は、屋外広告業者の登録ができません。

- ① 登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ② 登録を取り消された屋外広告業者の役員であった者で、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ③ 営業停止を命令され、その期間が経過しない者
- ④ 郡山市屋外広告物条例、または他の自治体の屋外広告物法に基づく条例に違反して罰金以上の刑に処せられ、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①～④または⑥のいずれかに該当する者
- ⑥ 法人の役員のうち、①～④のいずれかに該当する者

- ⑦ 営業所ごとに、業務主任者を選任していない者

【4】登録の取消し、営業の停止

屋外広告業者は、次のいずれかに該当するときは、登録を取消し、営業の全部もしくは一部の停止を命ぜられることがあります。

- ① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- ② 「(6) 屋外広告業の登録ができない者」の②、⑤～⑦のいずれかに該当することとなったとき
- ③ 登録事項に変更が生じても届出せず、又は虚偽の届出があったとき
- ④ 郡山市屋外広告物条例もしくは他の自治体の屋外広告物法に基づく条例またはこれらに基づく処分に違反したとき

【5】帳簿の備付け、標識の掲示

屋外広告業を営む者は、営業所ごとに帳簿を備え、それを保存しなければなりません。
また、屋外広告業者は、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならず、その標識には、登録年月日、営業所の名称、業務主任者の氏名を明記しなければなりません。

【6】業務主任者の選任

屋外広告業を営む者は、法令・条例の遵守、適正な施工、安全の確保、帳簿の記載、その他適正な業務の実施について屋外広告物の業務の総括を行う業務主任者を営業所ごとに選任しなければなりません。

業務主任者は、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- ① 国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する、屋外広告物に関する試験の合格者
- ② 屋外広告物法に基づく条例を有する自治体が主催する屋外広告物講習会の修了者
- ③ 広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、職業訓練修了者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者
- ④ その他、郡山市長が①～③と同等以上の知識を有すると認定した者

【7】罰則規定

- 屋外広告業登録制度違反・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ①無登録での営業 ②不正手段による登録 ③営業停止命令違反

- 除却等措置命令違反・・・・・・・・50万円以下の罰金

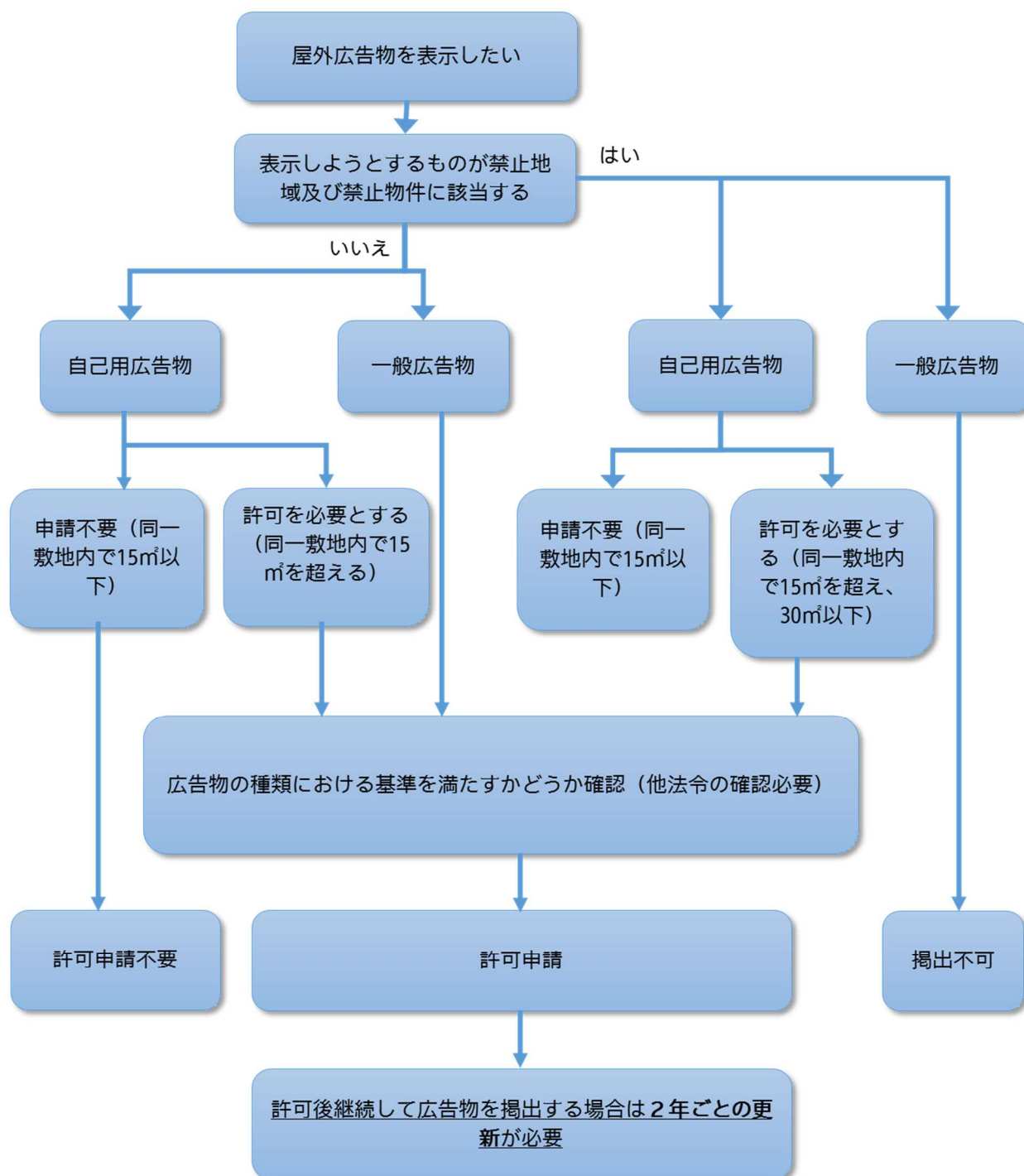
- 無許可での設置、掲出・・・・・・・・30万円以下の罰金

- 禁止地域・禁止物件への掲出・・・30万円以下の罰金

など、条例の規定に違反した場合、その違反の内容により罰則が科せられることがあります。

また、両罰規定により、業務により従業員が違反行為をした場合、その従業員のほかその法人等も同じく罰金刑が科せられます。

§ 1 0 許可申請までの流れ



※ このフローチャートは一般的な屋外広告物の申請～許可までの流れを簡略化したものです。広告物の新規の申請や適用除外広告物の表示・掲出などの詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

都市構想部 開発建築指導課 景観係

電 話：024-924-2371 FAX：024-938-2720

メール：kentikusido@city.koriyama.lg.jp

屋外広告物の設置の際に手続き等が必要となる他の関連法令等について

【1】郡山市景観づくり条例（担当：開発建築指導課 景観係）

（1）大規模行為の届出が必要なもの

- 設置の30日前までに届出が必要です。
- 建植広告板や広告塔などの高さが13mを超えるもの。
- 屋外広告物の表示面積の合計が15㎡を超えるもの。
- 大規模行為の届出をした屋外広告物の意匠を変更する際、
変更する面積が10㎡を超えるもの。

（2）事前協議が必要なもの

- 設置の60日前までに協議が必要です。
- 事前協議後に大規模行為の届出が必要です。
- 高さが31mを超えるもの。

【2】建築基準法（担当：開発建築指導課 建築審査係・建築指導係）

- （1）建植広告板や広告塔などの高さが4mを超えるものは、工作物として
工作物確認申請が必要です。
- （2）工作物確認申請がなく設置した広告塔などについては、建築基準法に
基づく報告等、適切な措置をしたうえで屋外広告物を掲出してください。

【3】自己の所有地以外での屋外広告物の表示・掲出について

（1）所有者・管理者等の承諾について

屋外広告物の申請の際には、所有者や管理者の承諾が必要となりますので、土地所有者との契約、道路占用の許可など、適切な手続きをおこなってください。

屋外広告物の許可が不要の場合でも、適切な手続きをお願いします。

- （2）道路上に屋外広告物の掲出を検討される場合は、道路等の占用許可基準と屋外広告物の許可基準の両方を満たす必要がありますので、必ず事前に相談をお願いします。

※屋外広告物については、開発建築指導課 景観係
市道の占用許可については、道路維持課 行政係